

開会（11：11）

○村松幸昌委員長 ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

当委員会に付託された案件は1件であります。

議第13号「令和4年度焼津市一般会計補正予算（第10号）案」を議題といたします。

審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、最初に総務文教常任委員会の所管部分、次に市民福祉常任委員会の所管部分、最後に建設経済常任委員会の所管部分として進めたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村松幸昌委員長 異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

それでは、議第13号中、総務文教常任委員会の所管部分について審査を行います。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○河合一也委員 18ページ、歳入のほうです。繰入金、19款2項6目学校建設基金繰入金のところ、基金の取崩しの話を伺いましたけれども、公共施設建設基金という形でまとめるというふうに伺ったんですけれども、幾つあったものを1つにまとめるのか、もう一回教えてもらってよろしいですか。

○青木雄一郎財政課長 今回、こちら、基金のほうを取り崩すものにつきましては、公用施設建設基金と都市整備基金、それから学校建設基金、こちらの3つの基金を統合させていただいて基金に積み立てる予定となっております。

○河合一也委員 分かりました。その基金を統一する狙いといいますか、背景があろうかと思えますけど、教えてください。

○青木雄一郎財政課長 今回、基金のほうを整理させていただく理由としましては、いずれも利子や運用利益、寄附金等によって、残高として微増でありますけれども増えている状況ではありますが、そもそも基金残高が少額のもの、それから使途の範囲が限りなく制限されているもの、そういったところ、ありまして、今後を考えたときに、ほぼ充当事業のほうもない見込みでありますので、こちらのほうに統合させていただきたいという目的となっております。

○河合一也委員 分かりました。

○村松幸昌委員長 ほかにありませんか。

○深田ゆり子委員 19、20ページの企画費、よろしいですか。いいですね。

上段の企画費の一番下に生活応援事業費として1億500万円が追加で補正計上されております。これがLINEを登録した市民へ物価高騰対策として買物支援をするということですが、その内容、具体的に1億500万円使って、1人当たり幾らになるのかとか、詳細をお聞きしたいと思います。

○増田恵子行政経営部次長 お答えをいたします。

今回は物価高騰等に直面している市民の皆様の経済的支援ということで、こちらのほうの事業をやることであります。

本事業に参加する店舗等の皆さんに対する交付金として要する費用が1億円、それか

ら支援ツールの導入とか、あと、登録店舗の募集、それから事業案内に関するチラシの制作などに500万円、合計で1億500万円という予算になっております。

1人当たりというのは、今回、数字的には出しておりませんが、市全体で1億500万円ということになっております。

以上です。

○深田ゆり子委員 例え、ある買物をするときには何割引とか、そういうふうな位置づけですか、この1億円のお店に対する費用というか。

○村松幸昌委員長 深田委員、今のは、事業内容についてということによろしいですか。

○深田ゆり子委員 はい。

○増田恵子行政経営部次長 事業内容についてでございますけれども、昨年実施しましたLINEクーポン祭のときと同様で、1,000円以上の買物で500円、2,000円以上で1,000円の電子クーポンの利用ができるというような事業を今のところ予定しております。

以上です。

○深田ゆり子委員 そうしますと、昨年のLINEクーポンと大体同じだよということなんですが、対象市民というのは何人を想定していますか。

○増田恵子行政経営部次長 人数的なものは、今、資料のほうは持ち合わせておりませんが、市内の在住の方で、市の公式LINEに登録をしてある方ということになります。

以上です。

○深田ゆり子委員 市内、市外、両方の方が対象だということですね。市内だけですか。

○増田恵子行政経営部次長 はい。

○深田ゆり子委員 市内だけ。

今、8万から9万ぐらいの方がLINEに登録されているんじゃないかと思うんですけども、もっと多いのかしら。10万、超すのかしら。その人たちが対象になるかと思うんですね。だけど、今回、物価高騰支援になるものですから、価格高騰で、それ以外の物価高騰支援ということが数万人の方は対象にならないということになると思うんですけど、その人たちへの支援というのは何か考えていないですか、LINE以外に。

○石原隆弘行政経営部長 これまでも新型コロナウイルス感染症の交付金を活用して様々な事業を実施してきてございます。それらと組み合わせた中で、今回、御提案するものが、このLINEを活用した物価高騰対策というものでございますので、ほかの分野のことについてもこれまでやっているということで御理解いただければと思います。

○村松幸昌委員長 ほかに。

○鈴木浩己副委員長 関連して教えてください。

市の公式LINEアカウントで市内の方に、今回、限定されるわけなんですけれども、例えば飲食店なんかに行ったときに、去年もそうだったんですが、飲食店の店員さんが手際よくLINEクーポンのチラシみたいなものをクリアファイルの中につくっておいて、それでその場所でQRコードを読み込んで、友達になって、2,000円以上の食事に1,000円のクーポンというような感じで、どんどんそれを展開していたんですよ。

今回、市内の方に限定をされたような使い方になるわけなんですけれども、市外の方と市内の方との振り分けというんですか、そういったものはどういうふうなことを考え

ていらっしゃるか、教えてください。

- 増田恵子行政経営部次長 市内と市外の区別という御質疑だと思いますけれども、市の公式LINEに登録するときに、市内と市外というふうを選ぶところがあるんですけれども、それで選別ができるようになっております。

以上です。

- 鈴木浩己副委員長 分かりました。

じゃ、市内の方のLINEの画面には、今回、予定をしているLINEクーポンの表示が出ないという、そういう感じですかね。

- 増田恵子行政経営部次長 市公式LINEの基本メニューに電子クーポン専用の項目を追加して、その中で市民の方だけが利用できるような設定ができるということです。

以上です。

- 鈴木浩己副委員長 了解です。

- 村松幸昌委員長 ほかにありますか。

- 杉田源太郎委員 12ページの1款1項1目、新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいた個人所得が持ち直し幅が大きかったということで、1億4,000万円ですか、この市民税が上がったという、そういう説明だったと思います。

どのような分野で持ち直しの幅が増大したのか、それについて内容を教えてください。

- 鈴木文彦課税課長 所得の分野別では分析はしておりませんが、総務省の課税状況等の調べというのがございまして、その集計につきましてちょっと御説明をさせていただきます。

課税標準、市民税所得割の課税の標準となる金額ですけれども、これにつきまして納税義務者の割合で申しますと、200万円以下の方が令和3年度で70.2%、納税義務者の位置を占めておりました。200万円超から700万円以下が27.9%でございました。

これに対しまして、令和4年度につきましては、200万円以下の方が69.2%、200万円超700万円以下の方が28.8%ということで、所得と申しますか、課税標準を段階別で見ますと200万円以下の方から200万円超700万円以下の方のほうに1%ほどシフトしておりまして、これ、一概に、今、所得控除もございまして、所得が増加と言い切れないところもございまして、傾向としましては課税標準、課税の基となる金額につきまして上昇傾向にあるということで分析をしています。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 今の答弁でもあったんですけど、200万円以下が70.2%から69.2%、1%下がったから、それが持ち直しているというふうに解釈していいのかどうかというのが微妙なところだと思うんですけど、そこら辺、本当に全体でこれだけの増、所得税が上がるということをご予測できるんですか。

- 鈴木文彦課税課長 あわせまして、課税標準自体で申しますと、令和3年度につきまして、課税標準額の全体が1,270億円ほど課税標準がございましたけれども、こちらにつきまして、令和4年度につきましては1,300億円ほどということで、2.4%課税標準自体上がってございまして、若干、ある程度は所得の増につながっているのではないかと考えております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 了解しました。

じゃ、次に行きます。

1款2項1目の固定資産税ですけど、このところの説明では、新築や増築のそういう家屋が、その増収が減少の家屋、この分を上回ったよということだったんですけど、この件数の内訳を教えてください。

○鈴木文彦課税課長 内訳につきましてですけども、令和4年度課税分、令和3年中に建築されたものにつきましては、前年に比しまして118戸、18%ほど増加しております、774棟となっております。また、滅失につきましては121戸減少しております、12.9%の818棟となっております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 新築、あるいは増築より滅失のほうが多かったということでもいいですか。

○鈴木文彦課税課長 実際のところ、課税につきましては、予算編成時期が年末から年始でございます。実際の家屋調査等々終わりました、評価、入力等をするわけでございますけれども、それが2月中旬から下旬に確定しておりますので、その間も、実際、予算を組むときには平均値とかを用いまして予算を組むんですけども、実際評価に当たりました滅失と新增築の幅が拡大したという結果でございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 新築、増築の場合には、そちらのほうが固定資産税が高くなるよという、だから新增築が少なくても全体としては増収のほうが多かったよと、そういうことでよろしいですか。

○鈴木文彦課税課長 実際、棟数も増えてございまして、結果的に、建物、建て替えの場合ですと、当然、建て替えする前の評価は非常に低いものでございましてけれども、建て替えて新築しますと、評価は当然上がるということで、その差が大きくなったというところでございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 了解しました。

次に、1款6項1目都市計画税。ここも1,400万円近く上がっているわけですけど、市街化区域への新築、あるいは増築、これが増えたということなんですけど、その市街化区域、この地域はどこですか。

○鈴木文彦課税課長 区域といいますか、地区別に御回答させていただきたいと思うんですけども、令和3年度建築で申しますと、区画整理区域内の南部工区、あと、小土、会下ノ島、三ヶ名、五ヶ堀之内、こちら5か所につきまして、新增築、新築ですけども、新築棟数がトップ5、上位5位となっております。

以上でございます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにはないので、質疑、意見を打ち切ります。

それでは、以上で議第13号中、総務文教常任委員会所管部分の審査を終わります。当局の皆さん、御苦労さまでした。

それでは、ここで暫時休憩いたします。11時35分、再開いたします。

休憩（11：28～11：33）

○村松幸昌委員長 休憩前に引き続き会議を開かせていただきます。

では、議第13号中、市民福祉常任委員会の所管部分について審査を行います。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○杉田源太郎委員 12ページの15款2項3目衛生国庫補助金の中で、二酸化炭素を排出抑制対策事業補助対象から外れたという、それでこれだけの384万円ですか、こういう説明があったと思うんですけど、この対象から外れた、その理由を教えてください。

○服部正宏環境課長 杉田委員の御質疑にお答えします。

こちらの補助金につきましては、環境省の補助金になります。

今年度の補助対象事業というのがCO₂削減に向けた住民等の行動変容に取り組む事業に対する補助ということで、昨年度の補助内容から一部変更になっておりました。うちのほうの予定した事業が啓発事業ということだったんですけども、今回、国のほうの補助対象事業としては、単純な啓発事業は対象にならなかったということで、今回は減額をさせていただくところでございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 それの対象がこういう項目だということを国のほうが決めたことを、それを感知していなかったということですか。

○服部正宏環境課長 そちらのほうの補助金の内容が出ましたのが6月29日、それで交付申請につきましては8月末くらいまでということだったんですけども、昨年度の予算要求段階では、前年度、令和3年度の内容について予算要求をさせていただいたところでございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 関連になると思うんですけど、今、24ページの4款1項7目公害対策費の中で、地球温暖化防止活動啓発事業という、啓発事業という言葉は同じだと思うんですけど、こちらも減額されたというのは、これも同じ理由ということによろしいですか。

○服部正宏環境課長 こちらの歳出が先ほどの歳入に充当する部分の事業になります。

以上です。

○杉田源太郎委員 そうだなと思っていました。

その説明の中で、今後、事業内容を見直していくという説明があったと思います。どのように見直していくということは決まっているんですか。

○服部正宏環境課長 こちらの事業につきましては、来年度、令和5年度の当初予算の中でこちらの事業を再度計画を予定しているところでございます。

以上です。

○秋山博子委員 関連して伺います。

この事業というのは、具体的に事業内容は、もしかすると学校の断熱のワークショップ絡みのというその事業ですか。

○服部正宏環境課長 こちらの事業につきましては、今委員のおっしゃられた学校断熱ワークショップ、それからもう一つがアース・キッズチャレンジという小学生を対象とした環境教育事業になります。

以上です。

○秋山博子委員 それは、今回は対象にならなかったのであきらめて、また次回にという見直しをしたということですね。了解です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎委員 22ページの4款1項6目で環境衛生費のところ、流木処理や台風のときだったのかな、そうじゃないのかもしれないですけど、ここで減額になっています。その減額の理由を教えてください。

○服部正宏環境課長 22ページ、4款1項6目の流木という言葉が出てきたのが環境衛生事務費のところだとございます。環境衛生事務費、こちらにつきましては、ビーチクリーン大作戦に要した経費の支出になります。

ビーチクリーン大作戦で出てきたといいますか、海岸にありました流木の処理、そちらに関するものがこちらで減額をさせていただいたところになります。

以上です。

○杉田源太郎委員 ビーチクリーン作戦というのは了解しました。その中で減額になったということは、集められた流木が少なかったなのでその処理費が少なかったということでしょうか。

○服部正宏環境課長 こちらの流木処理につきましては、大型の流木になります。それで、予算要求時には、令和2年度のトン数といいますか、規模で要求をさせていただいたわけなんですけれども、本年度の大型流木につきましては、見込みよりも少なかったということでございます。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○秋山博子委員 繰越明許のところで、不燃ごみ収集車両購入費、これは納期の遅れと説明がありましたけれども、それによる何らか事業に支障があるだとか、そういったことはないのか。それから見通しはどうでしょうか。

○服部正宏環境課長 こちらのほう、納期の遅れということで繰越しをさせていただいておりますけれども、パッカー車のほうは代替車を用意してございますので、事業に支障はございません。

それから、納期の予定ですけれども、現在定かではありませんけれども、来年度、令和5年度末、令和6年3月までには納期がされる見込みではあります。

以上です。

○秋山博子委員 了解です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○深田ゆり子委員 19ページ、20ページの戸籍住民基本台帳費、19ページでよろしいですね。

生活者消費支援特別給付事業費は、マイナンバーカードの受付ということで、今物すごく焼津市も混んでいるとお聞きしておりますが、これ、今までは12月までじゃなくて、

1月から2月までの人は、受け付けした人はクオカードをもらえるよと、5,000円分ですよね。12月までの人はもらえないよと。それ、おかしいんじゃないのという意見があったんですが、今度、また2月を5月までに延長というとか、お話があるんですけれども、その辺、どんどん延長されていっている理由は国の考えなのか、市のほうもまた今回2,915万円がありますが、クオカードの追加分になるのか、この説明をお願いしたいと思います。

○佐藤三夫市民課長 お答えいたします。

まず、不公平じゃないかという御意見があるということによろしいですか。12月までの申請の方はもらえずに、1月からということで。

こちらに対しては、当初ですけれども、国のマイナポイントの第2弾のほうで、要するに12月までの申請の方ということで、それが延長されたわけなんですけれども、クオカードのほうは、12月までの方のマイナンバーポイントがもらえない方について1月ということで考えておったんですけれども、それが国のほうが延長をしたものですから、そこがたまたま、たまたまと言えればあれなんですけれども、重なってしまったよということになります。

それで、あと、これから延長されるかということなんですけれども、クオカードの交付については、国として2月の末までの申請の方になりますので、その方が対象で、なりませんけれども、ただ、受渡しのほうが要するに今申請をくださってから1か月以上交付のほうにかかっているものですから、申請していただいた方に3月末までにはちょっと厳しいということで、繰越しをさせていただきました。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 市のほうは、国が延長するとは思わなかったのでクオカードをやったら両方ついてきたよという話になったんですかね、国のほうが。12月の人が1月に受け取りに来たときに、それ、もらえなかったもので、12月にもう申請していたからということで、いや、それ、おかしいんじゃないのと、1月よりも早く自分は申請したのという御意見があったものですかね。

それと、もう一つ、クオカードの使えるお店、これ、焼津市独自のものですよね。予算も出ている。だけど、焼津市にないお店があるというのを聞いたんですが、全部クオカードの裏に使えるお店というのが記載されていると聞いたんですけれども、全部使えますか。

○佐藤三夫市民課長 クオカードの使えるお店というのが、先ほどカードを配るときに、裏のところに書いてございます。それで、焼津市であればコンビニさんとか、そういうところになるんですけれども、なかなかクオカードだものですから限られてしまうところはございますけれども、その辺は焼津市では使えますので。そんな感じでよろしいでしょうか。

○深田ゆり子委員 コンビニも使えるお店と使えないお店があるというのを聞いたんですけれども、全部のコンビニで使える。それと、あと、お店の使えない、こういうお店、焼津にないんじゃないのというのも聞いたんですけど、それもあつたということですか。

○佐藤三夫市民課長 おっしゃるとおり、クオカードのほうに後ろに書かれている焼津にはない企業もそれは載っていますけれども、コンビニのほうについては、今、どこのコン

コンビニということがあれなんですけれども、主なコンビニでは使えるようになっております。

マイナンバーカードの普及促進ということで、今回、クオカードをさせてもらうのと、マイナンバーカードを持っていただくことによって、市民の利便性も上がるということになります。それと、あと、物価高騰の効果というか、分けることによってその対策にもなっておるといことです。

以上です。

○深田ゆり子委員 焼津市独自でクオカードを出しているということですから、焼津市で使えないお店があるというのがあれっと思ったんですよ。ということは、このクオカードというのは全国共通のカードということで、それを焼津市も取り入れたよということで、そういう受け止めでよろしいですか。

○佐藤三夫市民課長 委員のおっしゃるとおりでございまして、ただ、地域振興券というのはもちろんあるんですけれども、そういうのではないというか、地域振興券だと時間がすごくかかったりするものですから、その辺は焼津市にもあるところでクオカードの配付ということをさせていただきました。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎委員 12ページの15款1項1目国庫負担金、保険基盤安定負担金として均等割に対して使うというような、そんな説明があったと思います。それと、あと、14ページの16款1項1目で、今度は県費のほうで社会福祉の関係で、保険基盤安定負担金ということで、これも均等割に関連するのではないかなと思うんですけど、この中で均等割をどのようにしていこうとしているのか教えてください。

○鈴木利明国保年金課長 今、杉田委員の御質疑ですけれども、14ページの保険基盤安定の中ということでよろしいでしょうか。

○村松幸昌委員長 杉田委員、もう一度質疑をしてください。

○杉田源太郎委員 すみません、自分もよく分からないもので。

説明を聞かせていただいたときに、この保険基盤安定、国庫のほうですけど、負担金のほうで、保険基盤安定負担金として均等割という言葉が入ったと思います。だから、均等割に使うということがこの負担金の中身なのかなというふうに解釈したんですけど、それが違うのであれば、また違うよと言っていただければ。

14ページのほうの16款1項1目、これは県費ですよ。県の負担金になる中で、その中でも保険基盤安定負担金という位置づけがされていると思います。この中でも保険基盤の安定という意味で均等割が入っているというふうに私は解釈したんですけど、それでいいかどうか。もしいいのであれば、均等割をどのようにしようとしているのか教えてください。

○鈴木利明国保年金課長 すみません、12ページの保険基盤安定についての増額分についてなんですけれども、保険基盤安定負担金につきましては、国保財政の基盤の安定及び一般保険者にかかる保険税の負担の公平性のために、保険税の賦課対象経費とはせずに、その経費については一般会計から繰り出しますということで繰出金を出させていだいて、保険基盤の国保会計に支弁するというような形になります。

今回の補正分としましては、保険基盤の負担金の保険者支援分2分の1及び未就学児の均等割保険税負担金2分の1を補正させていただきます。

未就学児の軽減につきましては、令和4年度より開始した事業ということですので、当初の見込みと実績との差があったということで今回の補正という形を取らせていただいているところでございます。

16款の保険基盤安定のほうにつきましては、16款の社会福祉負担金のほうなんですけれども、こちらにつきましては、国の負担金の申請が10月31日基準日ということになっておりまして、令和4年度分の算定を行ったことによって増額ということになります。

増額理由としましては、当初予算と算定基準日における7割、5割、2割の軽減対象者や世帯数に増減があったということで補正をさせていただくと。7割、5割、2割の軽減策ということでさせていただいております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 県費のほうは、7割、5割、2割のほうだということで確認できました。

先ほどの15款1項1目のほうで、未就学児の均等割のところに触れられていましたけど、これをどのようにその負担割合を少なくしていく、どのように考えたらいんですか。

今、説明いただいた中で、未就学児の均等割、ここに使っていくというふうに、今、御回答、あったと思うんですけど、それをどのように使っていく、その内訳について教えてください。

○鈴木利明国保年金課長 未就学児の軽減分につきましては、保険基盤安定のほうで一般会計から入ってもらって、一般会計から今度、特別会計のほうに繰り出すという形になりまして、特別会計のほうで支出するというような形になります。

未就学児の軽減につきましては、先ほど御説明させていただいた均等割の軽減策、7割、5割、2割の軽減策がある方については、7割、5割、2割の軽減後に未就学児の2分の1の軽減という形を取るような形になります。7割、5割、2割の軽減策のない方、所得がそこまで低くない方については、そのまま2分の1の軽減というように形で軽減策を取らせていただいているような状況でございます。

○村松幸昌委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

○鈴木利明国保年金課長 すみません、大変申し訳ないですけども、先ほど杉田委員のほうから13ページ、14ページの保険基盤安定につきましては老人福祉費のほうの御質疑だったかなと思うんですけども、私のほうで社会福祉費の負担金のほうで保険基盤安定の御説明をさせていただいたものですから……。

すみません、説明の中で国保会計と言ってしまったんですけども、そちらは後期高齢のほうのということの御説明になろうかと思っておりますので、訂正をさせていただきます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第13号中、市民福祉常任委員会の所管部分の審査を終わります。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。13時ちょうどで再開いたします。

休憩（11：57～12：58）

○村松幸昌委員長 それでは、定刻より少し前ですけれども、おそろいになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議第13号中、建設経済常任委員会の所管部分について審査を行います。

質疑、意見のある委員は御発言をお願いします。

○河合一也委員 14ページですけれども、歳入15款2項5目、歳出のほうは26ページの8款4項2目になりますが、仮称豊田地区令和新公園整備事業費の補助金についてなんですけれども、事業休止という話を伺いましたけれども、合意が取れて進んでいるように聞いていましたけれども、休止になった理由についてお伺いします。

○白石雅治都市整備課長 それでは、事業休止の理由でございます。

公園計画地の中にございます、関係権利者の皆さんとお話をさせていただく中で、最終的に用地の確保が困難な箇所がございまして、それに伴いまして事業の休止をしたということでございます。

以上でございます。

○河合一也委員 再開のめどとかは分かりますでしょうか。

○白石雅治都市整備課長 そこにつきましては、豊田地域のまちづくり推進協議会のほうと、現在、調整をしているところでございます。

以上でございます。

○河合一也委員 了解しました。

もう一点お伺いします。今度は16ページになります。

16款、これは2項ですかね、10目災害復旧費の県の補助金に関しての中で、農業施設災害復旧事業補助金、この説明の中で台風第15号の被害を受けたところが適用を受けた部分がこれに当たるという話を聞きましたけれども、適用を受けた事業について教えていただければと思います。

○藤野 大農政課長 災害復旧の適用を受けた事業というか、場所で御説明させていただければなと思いますが、坂本にあります西ノ谷公園の地先の畑総農道になりまして、名称は第7号水路兼農道といったこの農道の場所になります。

以上でございます。

○河合一也委員 分かりました。

あと、本当は必要なんだけれども受けなかった事業というのはあったんでしょうか。

適用を受けなかった事業、それに関してあったら教えてください。

○藤野 大農政課長 去年の台風第15号の影響を受けた農業用施設の関連ですけど、具体的な数字が手元なくて、正確な数字を言えなくて申し訳ないんですけど、おおむね50か所近くありました。そのうち災害復旧の対象になったのが今の7号の農道となりまして、それ以外のものは対象となっておりません。

以上でございます。

○河合一也委員 必要な箇所があって、補助金の対象にならなかった部分があるというこ

となんですけれども、今後、補助金がつかなかった部分はどうか展開されていくというんですか、市の予算で行われていくのか、あるいは当分手につかないのか、その辺のこれからの見込みと申しますか、その辺がもしおありでしたらお願いします。

○藤野 大農政課長 昨年の台風で被害を受けた農業施設については、今の農道のところは最終の段階でやりますけど、それ以外の道路は全て完了しております。

以上でございます。

○河合一也委員 了解。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎委員 16ページの16款2項5目農業費補助の中で、静浜地域の計画が策定ということが報告されていると思うんですけど、この内容について教えてください。

○藤野 大農政課長 昨年の6月に農業経営基盤強化法というものが一部改正されまして、地域計画といったものの策定が義務づけになってございます。具体的には、次年度から地域計画の策定が進むわけなんですけど、モデル地区を各市町村でつくっていきましようということで県の方針が決まりまして、焼津市としてはこの静浜地区を本年度、他地域に先駆けて地域計画というのを策定してございます。

具体的な内容は、地域の将来目指そうとする農業の姿、それから地域にある農地をいかに担い手に効率的に利用してもらうための農地の集積に関する目標地図と、こういったものを総称して地域計画と呼んでございますけど、こういったものを地域の皆さんと話し合いながらつくってまとめていくというような内容でございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 この静浜地域においては、各農業者との間で既に話し合いは始まっているということでしょうか。

○藤野 大農政課長 委員がおっしゃったように、もう既に話し合いが始まっております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 今、一番農業の関係で大変だなと思っているのは、担い手の問題だと思うんですけど、この静浜地域ではそういう担い手の問題について一定の希望的なものというのは既にあるということでしょうか。

○藤野 大農政課長 特に静浜地区においては、水田で大規模にやっている担い手の農家が数戸いらっしゃいます。この数戸の担い手農家の農地の利用が非常に点在しているとか、ばらばらになっていきますので、これをいかにまとめて、集約化して効率的に農業ができるように、お互いの今利用している農地を話し合いながらまとめていきましようというような形で、今、行われているところでございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 了解です。

次に、7款1項5目、24ページ、ふるさと納税基金、一番最下段だったかな。ふるさと納税推進事業費のところでは3億9,100万円。相当増えているもので、委託料が増えるということ、そういう説明だったと思うんですけど、その委託料、この金額の内訳について教えてください。

○青島庸行ふるさと納税課長 収入増に伴うふるさと納税推進事業費の増額の関係ということでございますけれども、主な内容につきましては、先ほどお話にあった委託費、そ

れから手数料というものになります。

まず、委託費になりますけれども、こちらはお礼品の調達に係る委託料になります。それから送料、それからふるさと納税の事務支援委託というものになります。こちらが委託料としまして2億9,891万2,000円の増額となっております。

それから、手数料の部分になります。こちらの内容としましては、ポータルサイトを市から依頼をしております、そこを窓口で寄附の方が寄附の申込みをするということになりますけれども、その手数料、それから決済の手数料等になります。こちらが9,242万1,000円の増額というふうになっております、主な内訳となっております。

以上です。

○杉田源太郎委員 今の委託料2億9,000万円増えるということなんですけど、この委託先というのは追加されているのでしょうか。

○青島庸行ふるさと納税課長 委託先でございますけれども、シフトプラスという会社に推進事務のほうを委託しております、お礼品の受け取りの事務ですとか、お礼品の配送の手配なんか、それから寄附の受領証の送付、それからワンストップの手続等の事務処理を委託しております。

以上になります。

○杉田源太郎委員 このシフトプラスというのは、以前からずっと委託していたところであって、新たに別の委託会社というか、そういうところを追加しているということじゃないということですか。

○青島庸行ふるさと納税課長 委託先の事業所につきましては、昨年度、プロポーザルを行いまして決定した事業者でございます。それ以前は、全て事務処理を直営で市の職員がやっておりました。ただし、件数の増加ですとか、そういうこともありまして、ノウハウを多く持っておりますという専門の委託業者を選定したということでございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 了解です。

次に、6ページの繰越明許費のところなんですけど、6款1項、肥料価格高騰緊急対策事業費1,600万円あるわけなんですけど、今、いろいろ輸入だとか、そういうものがすごく関わっているんじゃないかなと思うんですけど、そういうものを念頭に置いて、これをあと何年かだか続けていかなきゃならないという、そういうことですか。

○藤野 大農政課長 今後の予定は未確定でございますけど、まず、本年度分については、春の肥料と秋の肥料と2つありまして、今の対象となっているのが、どちらかという秋の肥料分のほうの取りまとめをしているところでございます。

今後、今年の春の肥料分というのがこれから対象になってきますので、一応、今年の5月まで購入した分が肥料の高騰対策の対象になる肥料の分となります。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 了解です。

私も素人でよく分からないけど、肥料という一言で言っちゃうと物すごく幅広いと思うんだけど、その対象を限っているとか、そういうことはありますか。

○藤野 大農政課長 特に対象に限っているというものはございませんでして、昨年のベースから単価が上がった分、上乘せの分に対して補填をしていくということになってご

ざいます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 農政のほうの計画とか、そういう中にもあると思うんですけど、できるだけ買う肥料を少なくしていくという、そういう方向の方針があると思うんですけど、そういうところでの化学肥料とほかの肥料、そこで区別するだとか、そういうことは別にしていないということですか。

○藤野 大農政課長 特に区別はされてございません。

以上でございます。

○大本裕一経済部長 補足させていただきます。

この事業なんですけれども、国のほうで取っている肥料の対策に上乘せという形でやらせていただいています。国のほうの取組自体が化学肥料の低減を20%以上する方ということで対象になっていますので、今回、そういった方に対しての支援という形で、そういったところで有機の切替えというところを支援していると、そういうことでございます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○奥川清孝委員 23ページ、24ページをお願いします。

6款2項の地域資源活用費ですけれども、アクアスやいづの管理運営事業費、これにつきまして、当初予算と今回の補正で670万円の補正になっていますけれども、前回の説明ですと、エネルギー等の高騰によるというようにお話をいただいたんですけども、その内訳がもし分かれば教えていただきたいと思えます。当初予算と比較し、積算の。

○岡村 昇漁港振興課長 アクアスやいづの今回増額補正をさせていただく内容につきましては、概要説明でもさせていただいたとおり、今年度、電気料の高騰という社会情勢の影響などで、当初の計画から運営状況が大分変わってきたというところでございます。

そういう状況の中で指定管理料というのを見直しさせていただきまして、指定管理者との協議の結果、670万円を増額して、指定管理料のほうを増額して、施設の運営を安定的に維持していただくために指定管理料を増額というものになります。

○奥川清孝委員 当初の積算と比較してということなんですけれども、例えば電気料だとか、電気料だけなんですか。その内訳はわかりますか。

○岡村 昇漁港振興課長 今回増額しているところの内容につきましては、電気料のほうで620万円ほどであります。あと、市のほうの工事の関係で営業を中止しなければならなくなってしまって、その間、収入の見込みがなくなってしまった部分がありまして、そこが46万円ほどあるということの、この2項目を指定管理料のほうで対応させていただくということの総額の670万円という内訳になっております。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○秋山博子委員 歳出の8款5項1目空き家利活用対策事業費です。

○村松幸昌委員長 ページ数は何ページになります。

○秋山博子委員 歳出ですから25、26になるのでしょうか。そうですね、25、26ページです。

8款5項1目、ここの空き家利活用対策事業費320万円の補正です。これ、申請件数が増えたという御説明をいただいています。それで、この320万円の内訳、それから申請の件数が何件増えて、結果、何件から何件になったということを教えてください。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 中古住宅流通促進奨励金事業の申請件数が増えたという
ようなことで増額をお願いしているものでございます。

まず、基本額といたしまして、中古住宅を購入した場合に30万円交付するということ
になってはいますが、当初が25世帯に対して35世帯に増やすということで300万円
の増、もう一つは、加算額といたしまして市内への転入で20万円交付するということに
なっていますが、これ、10世帯に対して11世帯となっておりまして、1世帯分増
額ということで20万円ということになっています。

実際には1月末時点で基本額の部分、25世帯に対して28世帯の申込みをいただく見込
みとなっております、既に不足が見込まれているということ。

市内の転入につきましては、当初10世帯に対して、今のところ9世帯というようなこ
とで見込まれておりますけれども、まだ具体的な相談をいただいているところもあるも
のですから、もう少し最終的には増えていくということで、この分の増額とさせていた
だいております。

以上でございます。

○奥川清孝委員 関連してあれですけども、今の転入者の内訳というか、市内どこから
というのは分かりますか。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 転入者の今年度の実績でございますけれども、静岡市か
らが5世帯、藤枝市から1世帯、島田市から1世帯、菊川市から1世帯、県外で神
奈川県から1世帯。合計、今のところ9世帯が転入されているということでございます。

以上でございます。

○奥川清孝委員 ちなみに人数でいくとどうなりますか。

○鈴木和幸住宅・公共建築課長 人数は、35名ということになっております。

以上でございます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第13号中、建設経済常任委員会の所管部分の審査を終わります。

当局の皆様、御苦労さまでした。

次に討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第13号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第13号は、これを原案のとおり可決
すべきものと決しました。

以上で、本日の予算決算審査特別委員会を閉会いたします。皆様、大変御苦労さまで
した。

閉会(13:23)